

1 議 事 日 程（第3日）

（令和6年第3回有田川町議会定例会）

令和6年9月18日

午前9時30分開議

於 議 場

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 発議第1号 | 有田川町議会議員政治倫理条例の制定について |
| 日程第2 | 発委第1号 | 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出について |
| 日程第3 | 報告第18号 | 令和5年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算について |
| 日程第4 | 議案第43号 | 令和6年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第44号 | 令和6年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第45号 | 令和6年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第46号 | 令和6年度有田川町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第47号 | 令和6年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第48号 | 令和6年度有田川町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第49号 | 令和5年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第50号 | 令和5年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第51号 | 令和5年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第52号 | 令和5年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第53号 | 令和5年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第54号 | 令和5年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第55号 | 令和5年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | 議案第56号 | 令和5年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 議案第57号 | 令和5年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 議案第58号 | 令和5年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について |

日程第20	議案第59号	令和5年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	議案第60号	令和5年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第22	議案第61号	令和5年度有田川町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第23	議案第62号	令和5年度有田川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
日程第24	議案第63号	有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第64号	有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第65号	有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第66号	有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第67号	かなや明恵峡温泉の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について
日程第29	議案第68号	令和6年度有田川町認定こども園新築工事（建築工事）の請負契約について
日程第30	議案第69号	令和6年度有田川町認定こども園新築工事（機械設備工事）の請負契約について
日程第31	議案第70号	令和6年度有田川町認定こども園新築工事（電気設備工事）の請負契約について
日程第32	議案第71号	財産の取得について
日程第33	議案第72号	有田川町道路線の認定について
日程第34	議案第73号	有田川町道路線の認定について
日程第35	議案第74号	有田川町道路線の認定について
日程第36	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第37	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第38	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第39	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第40	議案第75号	令和5年度林道沼谷線災害復旧工事の請負変更契約について
日程第41	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	
日程第42	常任委員会の閉会中の継続調査の件	
日程第43	特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件	

日程第44 議員派遣の件

日程第45 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾
12番	森 谷 信 哉	13番	堀 江 眞智子
14番	増 谷 憲	15番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番	本 下 雅 敏	14番	増 谷 憲
----	---------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	小 澤 俊 彦	福祉保健部長	井 本 英 克
総務政策部長	井 上 光 生	消 防 長	岩 井 伸 幸
産業振興部長	南 長 寿	建設環境部長	森 本 博 貴
清水行政局長	中 谷 芳 尚	総 務 課 長	原 秀 文
財 務 課 長	山 縣 和 弘	企画調整課長	寺 杣 真 英
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 屋 正 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人であります。

なお、本日、町長より追加議案が1件提出されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第40、議案第75号を先に審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第４０、議案第７５号を先に審議することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、ただいま追加上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第７５号は、令和５年度林道沼谷線災害復旧工事の請負変更契約についてであります。

今回の変更は、令和５年１１月１３日に締結した令和５年度林道沼谷線災害復旧工事の請負契約金額を１，２４４万４，３００円増額し、変更後の契約金額を５，３６５万３００円としたいので、変更契約を締結するに当たり議会の議決をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 ９時３４分

再開 １１時０５分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………日程第１ 発議第１号……………

○議長（谷畑 進）

日程第１、発議第１号、有田川町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者である椿原竜二君に提案理由の説明を求めます。

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

4 番、椿原竜二でございます。議長の指名によりまして、発議第 1 号、有田川町議会議員政治倫理条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議会議員が、常に全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、また、その権限または地位の影響力を不正に行使して、自己または特定の者の利益を図ることのないように政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、公正で透明性が高く、民主的な町政の発展に寄与するために条例の制定が必要であるため、提案するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

この条例（案）を読ませていただいております。ここで幾つか私の思うところがありまして、質疑させていただきたいと思います。

条例（案）第 3 条の 4 号、この中に、その職権を不正に行使するようという項目があるんですけども、この不正に行使できる職権とは具体的にどんなものがあるんですか。町職員に対して議員が行使するような職権、これは何やろかというのが一つ疑問であります。

幾つか質問させていただきます。次に、条例（案）の同じく第 3 条の 6 号、ここの人権侵害のおそれのある行為と、これは具体的に何を考えておられるのかというのを示していただけたらと思います。

同じく 9 号なんですけども、納付は誠実に行わなければならないとなっているんですけども、町税の督促を受けるというようなこともあるとは思いますが、例えばその納付書が家の中に届いてあったんですけども、どっかまぎれたよとか、納期限というのを見逃していたよというような場合もあって、督促により納めましたということもあり得るとは思いますが、これは人間でありますのでそういう見逃しということも考えられると思いますが、納めないという悪質な行為があったというような場合、その未納に対する確認とかというのはどうするんやろうかというようなことも示されたいと思います。

次に、第 3 条の 2 項なんですけども、次のページ、ここで疑惑を持たれたときというのはあるんですけども、ここに町長以下職員、町民または町民以外の第三者というのは、疑惑を持たれるという相手というんですか、それはどういう範囲なのかとい

うのを示していただけたらと思います。ただ、その疑惑を持たれたというような場合も、疑惑内容と疑惑解明の内容など、当事者に対して責任を明らかにすればいいのか。例えば町の職員から疑惑を持たれたというような場合は、その町職員が疑惑を解消すればそれでいいのかというような話、それとも全部公表していくような状況で解消するということが必要なのかというようなことをお教えいただきたいと思います。

それで、第3条関係で1回目の質疑は終わりたいと思うんですけども、次に第3条の第2項、これは同じなんですけども、疑惑を持たれたときというのがあるんですけども、虚偽の疑惑が出された場合、フェイクニュースとかいろいろあると思うんですけども、あの人はこんな悪いことやっちゃうでというような疑惑を出されたとき、そんな場合はどう対応するんかということを示していただきたいと思います。

第1回目の質疑はここで終了したいと思います。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 1 1 時 1 2 分

再開 1 1 時 1 2 分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開します。

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

4 番、椿原です。質問が多くて、もし漏れがあったら申し訳ないということを先にお伝えさせていただきます。

基本的には、政治倫理条例の制定に関しましては、目的といたしましては、良心に従って誠実かつ公正にその職務を行わなければならない、また議員は品位を損なう行為を慎むとともに、その職務に関して疑惑を招くおそれのある行為をしないという倫理条例とさせていただいております。

そういった中で、職権を不正に行使するようがありますけれども、どのような職権の行使なのかというところですけど、もちろん地方自治法に定められているところがありますけれども、調査権のないところに関して調査を行ったりとかそういったところを考えております。

人権侵害におきましてですけども、今、兵庫県知事といった話題もある中で、これ人権侵害ってこれは議会が特別定めるものではなくて、世間一般的な当たり前のところだと考えております。人権侵害は、あくまでもこの議会の中であってはならないというだけの話ではなくて、当然ながら当たり前に人権侵害を行ってはならないということを考えております。

確認方法のところですけども、7条のところ、議員の協力義務というところを定めております。政治家たる者、選挙で選ばれた代表である以上、しっかりとこういった疑いが出てきて、確認方法というところは議員自体がしっかりと、当然ながら議員の協力義務というところで協力していただかないといけないと考えております。

疑惑を持たれたときに虚偽だった場合というところで、ここも当然ながら議員の努力義務で果たされる場所だと考えています。しっかりとこの対象になった議員は、当然ながら政治家としてその調査といいますか、そこらにしっかりと協力していくというのが当たり前の姿勢だと私は考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

先ほどのお話の中にも人権侵害のおそれのある行為というのは当然のことやと言われてましたけども、結局それはそれで当たり前のことちゃうんというもんは、ここで書く必要がないんちゃうかなというようなことも思います。

それと一番気になるところは、町税に対して、これは納めるのは当たり前やということなんですけども、それは当たり前やと言えばそれまでなんですけども、未納なんかするような状況、たまたま忘れてというような過失の話というのではなくて、意図的にそのようなことをしているという行為が出てきた場合、それはどうなのかというのはちゃんと決めていく必要があるんちゃうかと思います。

それと一番最後に条例案の第10条、必要な事項は別に定めるとあるんですけども、この場合の規則ということになると思うんですけども、この規則の案というのは今ないんですか、どういうところの部分というのが。というのは、先ほどから言うてる税の話の分なんですけども、例えば第3条の町税等という納付を行っていない者とかというような場合で、議会を通れば皆ちゃんと納付書、言うたら領収書を出すか、それか言うたら税務のほうで納めた分をちゃんと証明してもうて、これ納めてますよとするかというような方法とかというのもあると思うんですけども、現にこれはもう差押えされているというようなことがあったりとかいう場合は、これ今決まってない状況なんでどう対処するのということを思いますので、その辺のところをお答えいただけたらと思います。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

質問にお答えをさせていただきます。

まず、人権侵害のところで栗山議員がおっしゃった、この当たり前のことという認識というところですよ。これに関して、私も当然同じ考えです。当たり前のこと、これ

条例は基本的に当たり前のことしかうたってません。この条例を守っていくのは難しいと感じる議員は多分いてないんじゃないかなと思っております。ということは前提としてお伝えさせていただきます。

悪意を持って町税を滞納しているとか納めないというところに対しては、私は政治家として駄目だと。もちろん倫理条例ですから、こんなもんあってはならないと思っています。これは現状では、どうしても調べることができないといえますか、個人情報になってきて事実がどうなのか分からないというところであります。条例を制定すれば、これも先ほどの繰り返しにはなりますけれども、協力義務は条例化してますんで、審査を円滑に進めるために議員というのは審査に必要な資料、これまた会議に出席して意見をもらう、こういったことが可能になってきます。この審査会の運営に協力しなければいけないということを条例に定めさせていただきます。なので悪意を持ってそういった行為をしている議員に対して、条例でしっかりとこの資料を提出しなさいということを条例化すると考えております。

差押えのところですけども、今回のこの条例については、基本的には刑罰等課していない条例になります。けれども、政治家として議会広報で公表するという条例にさせていただいていますから、しっかりと悪意を持ってそういう行為をしている方に対しては、刑罰は与えられないですけども議会広報誌でしっかりと公表をすると。その上で、我々4年に一度選挙がありますから、そこで住民の方の負託をいただけるかどうかというところだと思います。それが全て私たちは選挙で選ばれた代表というところで、しっかり我々が襟を正しながら町民の代表として品位が欠けることなく一生懸命活動できる政治家であるべきだと私は考えています。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

お答えいただきましてありがとうございます。

ただ、以前これ全員協議会の中で当たり前のこと書いてるんやでというのを言われたところもあるんですけども、修正案を出したときに、それは当たり前のことやから載せんでもいいやないかというようなことを言われて、それは一体どっちが正しいねんということも思いましたし、そういう抜けているような基準のところも十分あるのではということもあります。

お答えいただいていないところというので、虚偽だった場合どうするんかというのをお答えいただいたかなというのがあったのと、疑惑を持たれたとき虚偽だった場合というのものもあるんですけども、あと条例の第4条で前条の規定する倫理基準に違反していると認められたときというのがあるんですけども、認めるというのは誰が認めるんかというのは、これは議長が単独で認める、それとも委員会ができてないのに誰が

認めるんかなというのが疑問だったので、それもお答えいただきたいのと、条例案の第9条で講じる措置というのは、第1号から第3号までこれを講じる措置としては全てと考えていいのかどうか、一部だけなのか。

それと第4号というのは、必要に応じて議長が認める場合という格好であると思うんですけど、1号から3号までを全部出しますよ、4号については該当すれば、それを議長が必要と思えばそれを出しますよということなのかということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

質問にお答えさせていただきます。

すみません、私、先ほど1個漏れてますよね。規則というところです。もちろんこれ規則は必要やと思っていただけるのであれば提案していただいて、しっかりとそういったものをつくっていくというのは私はやぶさかではないかなと考えております。

そういった中で、次が町税のところですけども、先ほども栗山議員がおっしゃったのは、町税の納付というのを行わなければならないというところで、全員協議会の話がされましたけれども、全員協議会には催促を受けることになってはならないということを確認条例案を出してくださったと思います。違いましたか。督促は仕方ないけれどもと、そういうことですよ。町税等納付が確実に行われてなければならないというこれが3条の（9）ですね。この町税等納付を確実に行わなければならないという文言で十分満たしていると私は考えております。

認める認めないは誰が行うのかというところですけど、これは有田川町議会議員政治倫理審査会で決定を行っていきます。審査会は6人以下で、議長が議会運営委員会に諮って選任をするという条例にさせていただいております。

講じる措置1号から3号まで全て行うのか、一部行うのかという質問です。これに関しては、審査会の結果というのはもちろん尊重して、審査会で決めていくとなります。私が決めるわけでも、議長が決めるわけでもありません。審査会の意見を尊重したいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

答弁漏れはないですか。

以上で、2番、栗山君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 発委第1号……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、発委第1号、国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者である国道・国土強靱化対策特別委員会委員長より提案理由の説明を求めます。

国道・国土強靱化対策特別委員会委員長、岡省吾君。

○国道・国土強靱化対策特別委員会委員長（岡 省吾）

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、ただいまより発委第1号、国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきたいと思います。

国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書（案）

近年、我が国では自然災害が激甚化・頻発化しており、本年1月の能登半島地震では、人的被害及び住家被害や、道路や電気・水道等の生活インフラにも甚大な被害が発生した。加えて、半島という地形的な特徴から交通アクセスが限られ、被害状況の把握や救援、物資搬入に多大な支障が生じたことから、防災・減災に向けた国土強靱化の推進はこれまで以上に重要な課題となっている。

現在、政府においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、自治体とともに国土強靱化の取組を推進している中、昨年6月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の改正において、「国土強靱化実施中期計画」を策定することが規定されるとともに、本年7月着手することが決定された。

今後も切れ目なく国土強靱化に取り組むためには、中期計画の早期策定が求められ

る。

よって、有田川町議会は、我が国の自然災害の発生状況を踏まえ、国民の生命と財産を守る防災・減災対策を継続的・安定的に実施するため、「５か年加速化対策」の最終年度となる令和６年度補正予算においては、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも例年を大きく上回る規模で確保することを求める。

さらに、「国土強靱化実施中期計画」については、「半島防災」という新たな視点を取り入れ、特に必要となる施策の内容や事業規模及びその対策期間を盛り込んだ上で、できる限り早期に策定し、当初予算を含め必要な予算・財源について通常予算とは別枠で確保するなど、国において、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月１８日、和歌山県有田川町議会。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣、以上であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたくよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第３ 報告第１８号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３、報告第１８号、令和５年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決

算についてを議題とします。

本案は、産業建設住民常任委員会に付託していますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

報告第18号、付託議案の調査の報告をさせていただきます。

去る9月3日の本会議において、当委員会へ調査を付託されました報告第18号、令和5年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算について、審査の経過並びに結果を御報告いたします。

委員会は、9月5日、木曜日に開催し、令和5年度の決算について、産業振興部職員及びふるさと開発公社代表理事ほか職員3名を招聘し、内容を説明していただきました。

令和5年度の決算状況は、いまだ尾を引く新型コロナウイルス感染症対策による来客者の伸び悩み、自然災害による道路の閉鎖や設備故障による不測の休業等が公社の経営に大きく影響しているとのことであり、決算内容は事業に伴う収入6,986万円、前年度に比べプラス0.3%と僅かながら増加しております。事業支出は、物価高騰のあおりを受け、362万円増加の1,980万円、施設管理費用は前年度比マイナス188万円、7,435万円でありました。その結果、営業利益はマイナス2,429万円、指定管理料等を加えた最終的な経常利益は917万円の赤字でありました。

これらのことから、4年連続で事業計画を達成できず、外的要因があるとはいえ赤字決算が継続していることは、非常に厳しい経営であるという現実を示しております。

今後の課題としまして、新温泉施設の積極的な活用や経営方針の改善、開発公社だけではなく町からの強力な指導や外部等との連携が必要と考えております。執行部からは、新しい方策への取組や利益を生み出す体制づくりの検討を進めていくという力強い方針が示されましたので、委員会も協力し尽力してまいりたいと考えております。

説明終了後、採決を行い、全員一致で決算の承認を決定いたしました。

以上、審査の経過並びに結果を御報告するとともに、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第4 議案第43号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４、議案第４３号、令和６年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第２号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第５ 議案第４４号……………

○議長（谷畑 進）

日程第５、議案第４４号、令和６年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第６ 議案第４５号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 6、議案第 4 5 号、令和 6 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 7 議案第 4 6 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 7、議案第 4 6 号、令和 6 年度有田川町水道事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 8 議案第 4 7 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 8、議案第 47 号、令和 6 年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 9 議案第 48 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 9、議案第 48 号、令和 6 年度有田川町下水道事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程第１０、議案第４９号から日程第２０、議案第５９号までの議案１１件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第１０、議案第４９号から日程第２０、議案第５９号までの議案１１件を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第４９号から議案第５９号までの議案１１件は、決算審査特別委員会において審査中の事件であり、会議規則第７５条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申出があります。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号から議案第５９号までの議案１１件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

日程第２１、議案第６０号から日程第２３、議案第６２号までの議案３件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第２１、議案第６０号から日程第２３、議案第６２号までの議案３件を一括議題としたいと思います。

ただいま議題となっています議案第６０号から議案第６２号までの議案３件は、本定例会第１日目において決算審査特別委員会に付託されております。

委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、西弘義君。

○決算審査特別委員会委員長（西 弘義）

ただいま議長の許可を得ましたので決算審査特別委員会における審査結果の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

当委員会において審査いたしました案件は、議案第６０号から議案第６２号までの公営企業会計の剰余金の処分及び決算認定を求めることについての３件であります。これらの議案の審査に当たりましては、本特別委員会を９月９日に開催し、関係する部長、課長及び担当者の出席を得て、詳細な説明を求め慎重に審査いたしました。

まず、議案第60号、令和5年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件についてであります。審査の経過及び結果の報告をいたします。

決算書10ページの令和5年度における水道事業の業務概要につきましては、給水件数が7,275件で前年度から51件増加し、給水人口は1万6,601人で19人の増加となっております。また、年間有収水量は前年度に比べ約2万2,000立方メートル減少し、217万3,000立方メートルと前年度比10.2%減少しております。

有収率については、85.7%と目標値の85%に届いたということでございますが、今後においても経営効率を重視し、有収率の向上に向けて継続的な漏水調査を行っていくという説明を担当課から受けております。また、老朽管の更新なども計画的に行っていくということでございました。

令和5年度の収支状況は、11ページの比較損益計算書にもありますように、当年度純利益が1億2,560万円で、黒字決算となっております。営業収支の内訳については、給水収益などの営業収益が前年度より2,681万3,000円の減収となり、営業費用についても前年度に比べ75万7,000円減少し、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は4,734万8,000円となり、前年度に比べ2,605万6,000円の減益となっております。供給単価は166円37銭で、給水原価の130円88銭を上回っていることから、料金収入のみで必要経費が賄われており経営状況も良好でありました。

続いて、利益剰余金の処分については、4ページの剰余金処分計算書（案）において、当年度未処分利益剰余金2億999万8,371円の中より資本的収支不足額を補填するために積立金2,600万円を取り崩し、1億3,000万円を建設改良積立金とし、残額5,399万8,371円は令和6年度への繰越利益剰余金となっております。

今後についても、吉備浄水場兼水道庁舎建設工事、水道管の新設及び布設替え工事、浄水場拡張事業、企業債の償還など多額の費用が必要となってくるため、より一層の企業経営効率化と健全化に努めていただくよう求めます。

次に、議案第61号、令和5年度有田川町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。審査の経過及び結果の報告をいたします。

令和5年4月より地方公営企業法の財務規定等を適用しているため、複式簿記での経理による財務諸表等を審査いたしました。

決算書10ページの令和5年度における簡易水道事業の業務概要につきましては、給水件数が4,270件で前年度から14件が減少し、給水人口は7,976人で240人の減少となっております。また、年間有収水量は前年度に比べ約2万3,000立方メートル減少し89万立方メートルで、有収率については77.9%と前年度に対して3.9%減となっています。老朽管の影響で今後も漏水が起きる可能性があ

るので、漏水調査及び修繕工事を実施し、有収率のより一層の向上に努めるとのこと
でございました。

令和５年度の収支状況は、１１ページの比較損益計算書にありますように、当年度
純利益が１１１万８，０００円で黒字決算となっておりますが、営業収支の内訳につ
いては、給水収益などの営業収益１億６，３５４万５，０００円で、営業費用につ
いては４億１，６３５万６，０００円、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は
マイナス２億５，２８１万１，０００円となっており、このマイナス分は一般会計か
らの補助金などの営業外収益で賄われております。利益剰余金の処分については、４
ページの剰余金処分計算書（案）において１１１万８，２９８円を翌年度へ繰り越す
こととなっています。

以上のことから、簡易水道事業については、料金収入をもって経営を行う独立採算
を原則とする地方公営企業としては、健全な経営状況とは言い難いところではござい
ますが、今後も安心・安全な飲料水を安定して供給できる体制づくりに、なお一層取
り組んでいただくことを求めます。

次に、議案第６２号、令和５年度有田川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定の件についてであります。審査の経過及び結果の報告をいたします。

下水道事業においても、令和５年４月より地方公営企業法の財務規定等を適用して
いるため、複式簿記での経理による財務諸表等を審査いたしました。

決算書１０ページの下水道事業報告書に記載の令和５年度における下水道事業の業
務概要につきましては、加入件数が４，６２１件で１３８件増加し、処理区域内人口
１万９，１６５人に対し水洗化人口１万３，０７７人で、水洗化普及率が６８．２％
となっています。

令和５年度の収支状況は、比較損益計算書にありますように、当年度純利益が５，
６４８万５，０００円で黒字決算となっていますが、営業収支の内訳については、事
業収益などの営業収益１億７，７１０万円で、営業費用については７億８，９４５万
１，０００円、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益はマイナス６億１，２３
５万１，０００円となっており、このマイナス分は一般会計からの補助金などの営業
外収益で賄われております。

続いて、利益剰余金の処分について、４ページの剰余金処分計算書（案）において、
当年度未処分利益剰余金５，６４８万４，６８５円の中より資本的収支不足額を補填
するために１，７８３万１，８１２円を資本金へ組み入れし、残額３，８６５万２，
８７３円は令和６年度への繰越利益剰余金となっています。

以上のことから、下水道事業についても、料金収入をもって経営を行う独立採算を
原則とする地方公営企業としては、健全な経営状況とは言い難いところではありますが、
下水道は生活環境の改善や水域の保全などの面からも重要なインフラの一つであるた
め、安定的かつ持続的にサービスを提供するために、効率的・効果的な維持管理運営

を行い、経営の健全化を図るよう求めます。

以上が審査の経過であります。委員会で協議の結果、議案第60号、議案第61号の2議案については全会一致で、議案第62号は賛成多数で認定すべきものと決しましたので、ここに御報告申し上げます。よろしく御審査の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

以上で、決算審査特別委員会からの審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第21 議案第60号……………

○議長（谷畑 進）

日程第21、議案第60号、令和5年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

……………日程第22 議案第61号……………

○議長（谷畑 進）

日程第22、議案第61号、令和5年度有田川町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

……………日程第２３ 議案第６２号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２３、議案第６２号、令和５年度有田川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

……………日程第２４ 議案第６３号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２４、議案第６３号、有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第25 議案第64号……………

○議長（谷畑 進）

日程第25、議案第64号、有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

4番、椿原でございます。

全員協議会でも少しお話をさせていただきましたけれども、議案第64号の有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定について、また、この次の議案第65号、有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について、どちらにもまたがってくる内容であります。

本日、全員協議会にてやっと公募のスケジュールというのが提出されましたけれども、私、先日この議会初日、一般会計補正予算の債務負担行為のところでも少し発言はさせていただいたんですけれども、残念ながらこの公募スケジュールのところに、まず関係者とか団体さん、いろんな方が協力してくださっていますけれども、そこに対する説明が入っていない。また、住民や利用者の方の声を聞く機会というのが設けられていないところがスケジュールとして気になります。

本来であれば、当然ながら住民の方々であったり、利用者の方々のお声を聞いた上で仕様書（案）というのを作成して、どんなものやっていきたいかというのをしっかり公募かけていくというのが本来の姿やと私は思っています。誰のための公共図書であったりとか、ALECであったりとかというところを考えると、これまでにこの機会が設けられていないのが非常に残念やと思っています。

けれども、だからといって今からでも間に合うんです。住民の方の声とか、利用者の方の声を聞く、また関係者であったりとか、本当にこの公共図書もそうですし、いろんな頑張ってくださいっている団体はいますから、そういった方への説明というの

はしっかりやっていただきたいなと思うんです。そういった機会をつくる気があるのか、明確にお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

椿原議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

住民の皆様のお声につきましては、常日頃よりこちらといたしましては耳を傾けさせていただいているところでございます。例えば、イベント開催時におきましては、アンケートを取らせていただいたり図書のリクエストを受付させていただいたりしております。

また、先ほどの全員協議会のほうで提出させていただきました仕様書（案）のほうには、議員の方の御意見とか審議会委員の皆様の御声も盛り込んだものを作成したと思っております。

住民の方のお声を直接拾い上げる方法といたしましては、今後、町ホームページに御意見を書き込んでいただけるようなものを一つ設けさせていただきたいと思っております。そして、住民の方に向けての説明会についてでございますが、事業所が決定されていない今の段階で詳細なことを皆様方に御説明することは難しいと思いますので、開催時期については本日明言することはできませんが、住民説明会のほうは開催させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

4 番、椿原です。答弁いただきましたけれども、最終的には事業者が決定してから話になるのかなということは理解はさせていただきます。

ホームページにそういった書き込みといいますか、声を拾い上げることはできると言いましたが、結局、基本的には利用者もそうですし、団体の方もそうですし、いろんな方々としっかり対話を重ねていただきたいなと思うんです。そこだけ対話をもっているだけでは、これ最後、教育長、答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

今回のことにつきましては、住民の皆様へのサービス向上というのが教育委員会としては一番の目的と考えてございます。ですから、具体的に今、方法というのは説明

しにくいんですけど、対話を重視しながら、また住民の皆様の本当のニーズというのをつかみながら、これまでも過去のアンケートとか、それから昨年度もワークショップを開かせていただいたりいろんなことをやっているんですけども、対話をする機会というのはまた考えてまいりたいと思います。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。私も議案第64号について質疑をさせていただきます。

今の部長の答弁では、最終的に住民説明会をしていくという、初めて踏み込んだ答弁だったと思うんですけども、しかし、この公募スケジュールを見ておきますと、どこへ入っていくのかなと大変心配するわけです。これ大変過密な日程になっておりますよね。

例えば、公募・公示が9月27日で、質問回答が10月18日、だから申請書受付の段階になったらもう遅いんじゃないかと。だから、せめて遅くても10月18日のすぐ後か以前かに持ってこないといけないと思うんですけども、その点まずどのように判断されるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

今、貴重な御意見を頂戴いたしましたので、今後、委員会のほうで日程等調整させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これは条例の改正なんで、私はもともと指定管理には反対の立場でこのような質問をしておりますので、この議案にはどう見ても住民サービスが向上するのかと、今日初めて仕様書を頂きましたけども、この内容では私には分かりかねます。ですから、本当に大丈夫なのかという不安を持ってこの議案には反対したいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第64号、有田川町立金屋図書館条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

この条例の一部改正の第8条に、指定管理できるという項目が入ったことが一つあります。また、第9条に指定管理の期間を5年とする項目が入ったことで、継続性が担保されるのか極めて心配であります。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、大前提といたしましては、公共図書館を指定管理にするということに対しては、賛成し難い一面があるというのは私も同じ考えであります。事業者の方がどれぐらいの熱量で運営をしてくれるのか、利益追求はされないのか、不安要素がたくさんあるのは事実であります。

しかし、そういった中で今回の条例改正におきましては、あくまでも指定管理が決定するわけではなく、指定管理という選択肢を増やすためのものであります。大切なのは、住民や利用者の方々の声、要望というのを聞きながら、よりよい施設になるかどうか、現状のサービスを維持することはもちろん、さらによくなる可能性や希望があるとするならば、現時点で選択肢自体を否定すべきではないと考えております。

今回の条例改正によって、あくまでも選択肢を増やし、住民や利用者の方々のお声をお聞きしながら、今後の計画や目標を明確に明示・提示していただく、そしてその中身を精査した上で我々がしっかりと判断すべきではないでしょうか。その機会は、今回の選択肢を増やすための条例改正ではなく、今後の指定管理の指定のタイミングだということを訴えさせていただきまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 12時08分

再開 12時09分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開します。

ただいま挙手少数であります。

よって、本案は否決しました。

ここで暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 12時09分

再開 13時00分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………日程第26 議案第65号……………

○議長（谷畑 進）

日程第26、議案第65号、有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

4番、椿原です。

有田川町地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてですけれども、直接関係あるのかどうかは微妙なところではあるんですけれども、このALECの運営というところで少しお聞きしたいんです。

先日、私の元に連絡がありまして、ALECのコンセプトが変わったんかというようなことを言われたんです。内容というのが、ALECってもともと平成21年にできたんですか、昔からもともとあるようなザ・図書館というものではなくて、本のあるカフェというのがコンセプトでずっとやってきたと思うんです。県議長のホームページでも紹介されているんですけれども、あくまで本のあるカフェですから、友人と雑談を楽しめるであったりとか、そういったそれこそ地域交流センターですから、地域の住民が交流できる場であるというコンセプトでずっとやってきたと思うんです。

けれども、これも僕1回じゃなくて何回かあったんですけれども、ALECのところでお茶を飲みながら、コーヒーを飲みながら話をやっていたら、職員の方に静かにしてくださいと言われたとか、そういったお声も聞くんです。これ今回、条例が上がってますけれども、そもそも運営の在り方というのがちょっとまずいんじゃないかなと思っています。この辺、コンセプトが変わったんですかね。その辺、教育部長、明確にしていだけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

椿原議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

ALECのコンセプトについてですけれども、開館当時から何ら変わるところはございません。お茶をしながら、おしゃべりをしながら読書を楽しんでいただくという場でございますので、変わったところはございません。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

そうですね。けれども、おしゃべりしてたら怒られるんです。というのは、運営の在り方もそうですし、職員への指導であったりとか、そういったところって物すごい課題になっているんじゃないかと思うんです。

町長、ALECはしゃべってもいいところだって、あくまでもコンセプトは変わらずに地域交流の場だということを、この正式な場で発言していただきたいんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

これは開館当初から、どんなして町民の皆さんが一堂に会せるかということをまず考えて建設にかかりました。図書館というのは、本当に静かな環境の中で読むんやけど、これはもう図書館ではなしに、地域の交流のためにも役立つということで、自由に雑談をしながら、また本を読みたいように並べているというコンセプトでずっとやってきております。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

ALECということで地域交流センターの位置づけだと。しかし、よく考えてみま

すと、図書館としての位置づけは金屋図書館ですよね。金屋図書館というのは子供の絵本に特化した図書館であるので、総合的にまとめた図書を置いているところって、今のところは館としてはないんですよ。

だから、今、苦情の問題がありましたけども、A L E Cはそういう点で言いますと、総合図書を置いた総合的な図書館に私はすべきだと思っているんです。それが総合的ないろんな町民の方、住民の方が余計に来やすい場所になると私はそう思っています。でも、今の内容では中途半端な状態になっていると。だから、そういう意味でも質問で、図書館条例をつくってA L E Cも金屋も清水も、総合的にまとめた形にしていくのが私は方向だと思っております。その点は、再度、この前の質問では勉強したいという答弁でありましたけど、教育長はこの点、今の同僚議員の質疑も含めてどう考えますか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

今、議員の方々の御指摘のとおり、様々な課題があるというのは現実でございます。図書館A L E Cはもともと、先ほどからあったように交流をする場所、そこに図書コーナーがある、カフェがある、漫画もあるという、全国でも初の交流センターとして建てられたのがA L E Cでございます。

その後、いろいろと変遷がありまして、今に至っているわけですがけれども、その図書につきましても、A L E Cにつきましても、この前も部長のほうで答弁したとおり、現時点では図書館にはできないという部分があるんですけれども、今おっしゃっていただいたように、今回の指定管理につきましても、単に指定管理がいいとか悪いだけじゃなくて、今後のA L E Cの運営とか図書館の在り方も含めていろいろ検討、チャレンジさせていただいているところでございます。今後も今のところについては研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

A L E Cの条例の一部改正の件で、今回、運営を指定管理に渡すことも可能になるというような内容であろうかなと思います。

全国にあまた公立で図書スペースをつくっている箇所はかなりたくさんあると思うんですけども、今回のように指定管理、もともと行政が運営していて指定管理に移行しているような状況というのは全国的にどうなっているのか、その傾向を教えていた

だきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

直営からいわゆる指定管理にしていってる市町村というのも、少しですけどだんだん増えている、私としてはそう捉えさせていただいております。さきの答弁でも数についてはあったかと思うんですけども。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

今、教育長のほうから少しずつ増加傾向にあるという答弁をいただきました。

町直営から指定管理に移行するには、それなりの理由というものもあるのかな、各市町によって理由もあるのかなと思いますけれども、そこら辺の理由を捉えておれば披露していただきたいんですけども。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

先日でもちょっと説明させていただいたんですけども、指定管理に行くパターンとして2つあると聞いてございます。一つは、直営で本当にその運営がうまくいってなくて、来館者も少ない、貸出冊数も少ないという物すごく直営でも無理かなというんで指定管理に出す場合と、今とにかく精いっぱいやれてるんやけれども、今後の対応については直営で町職員だけではなかなか目いっぱいやってるんで、シフトにしてもいろんなことで難しいということが予測されるので、早い段階で指定管理に出して変化を持たせていく、そういうケースもあると聞いておりますので、各市町によって状況は大分違うと思います。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

今、岡議員の質問にALECの貸出冊数が少ないと答弁されましたが、私はこの条例とは関係ないんですけども、この際ですから意見を述べさせていただきたいと思っています。

A L E Cに集う人が多くて、貸出し冊数は少なくても、そこへ行って本を読んで、そこでもう返してと完結すると思うんですね。それは、その本を読まれているか読まれているかということは貸出冊数だけで決められないと思いますので、そのことをどのように考えますか。

○議長（谷畑 進）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

冊数が少ないと説明にあったかどうか申し訳ないんですけども、冊数だけでは判断できないと思います。先日の指定管理で読書貯金みたいなのをやったら、読んでないのにたくさん借りに行く子がいてとか、いろんな問題も含んでいますので、そこはトータルで評価すべき点だと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第65号、地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

この条例の第14条第2項に、指定管理をすることができるという項目が新たに入った問題であります。もともとこの指定管理をするという目的がなければ、こういう条項は要らないはずなんです。ですから、私はこれが第一の反対理由。

また、第15条に指定管理期間を5年とする項目も入っていることで、継続性が保たれないと思っております。

以上の理由で反対討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

私は、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今回、地域交流センターA L E Cの条例の一部改正でございますけれども、指定管理に運営を渡すことができるというような内容でございます。

全国的にも町直営で運営していたものが、様々な地域地域の状況によって指定管理に移行されているところもあるやにお聞きしております。今後のALECの将来的な発展を探る中で、指定管理という面におきましても選択の余地を残してあげてほしい、そしてこのランドマーク的存在であります地域交流センターALECがますます発展していける一つの方策として可能性を残してあげてほしいなという思いの中から賛成をさせていただきたいと思います。議員皆様の賛同、よろしくお願いいたします。

以上で賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

○議長（谷畑 進）

挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

……………日程第27 議案第66号……………

○議長（谷畑 進）

日程第27、議案第66号、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２８ 議案第６７号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２８、議案第６７号、かなや明恵峡温泉の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第２９ 議案第６８号……………

○議長（谷畑 進）

日程第２９、議案第６８号、令和６年度有田川町認定こども園新築工事（建築工事）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３０ 議案第６９号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３０、議案第６９号、令和６年度有田川町認定こども園新築工事（機械設備工事）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３１ 議案第７０号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３１、議案第７０号、令和６年度有田川町認定こども園新築工事（電気設備工事）の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３２ 議案第７１号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３２、議案第７１号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程第３３、議案第７２号から日程第３５、議案第７４号までの議案３件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第３３、議案第７２号から日程第３５、議案第７４号までの議案３件を一括議題としたいと思います。

日程第３３、議案第７２号から日程第３５、議案第７４号までの議案３件は、本定例会第１日目において、産業建設住民常任委員会に付託されております。

委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

それでは、付託議案の調査報告をさせていただきます。

去る９月３日の本会議において、当委員会へ調査を付託されました議案第７２号、議案第７３号、議案第７４号、有田川町道路線の認定について、審査の経過並びに結果を御報告いたします。

委員会は、９月５日、第２・第３会議室において開催し、建設環境部長及び建設課長から概要の説明を受け、慎重に審査をいたしました。

議案第 7 2 号、町道高畠線は町が新設した道路で、延長 1 0 1 . 6 4 メートル、幅員 5 . 0 メートルから 7 . 6 メートル。

議案第 7 3 号、町道 1 0 2 0 号線は、有田川町開発指導要綱に基づく宅地開発に伴い町へ寄附された道路で、延長 1 0 2 . 2 8 メートル、幅員 6 . 0 メートルから 6 . 4 5 メートル。

議案第 7 4 号、町道黒松線は、黒松区長から町道認定の申請があった黒松農道で、延長 7 2 0 . 6 メートル、幅員 5 . 0 メートルから 1 8 . 0 メートル。

いずれの道路も地域の利便性向上のため、町道に認定することが妥当であると全員一致で決定いたしました。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

○議長（谷畑 進）

以上で、産業建設住民常任委員会からの審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第 3 3 議案第 7 2 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 3 3、議案第 7 2 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 3 4 議案第 7 3 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 3 4、議案第 7 3 号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３５ 議案第７４号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３５、議案第７４号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第３６ 諮問第１号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３６、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御

異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本案は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第３７ 諮問第２号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３７、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第３８ 諮問第３号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３８、諮問第３号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第３９ 諮問第４号……………

○議長（谷畑 進）

日程第３９、諮問第４号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、適任との意見を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任との意見を答申することに決定しました。

……………日程第４０ 議案第７５号……………

○議長（谷畑 進）

日程第４０、議案第７５号、令和５年度林道沼谷線災害復旧工事の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第４１ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第４１、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願いします。

……………日程第４２ 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第４２、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願いいたします。

……………日程第４３ 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第４３、特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第４４ 議員派遣の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第４４、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第１２８条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第４５ 議長への委任について……………

○議長（谷畑 進）

日程第４５、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和６年第３回有田川町議会定例会を閉会します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

閉会 １３時２９分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有 田 川 町 議 会 議 長 谷 畑 進

3 番 議 員 本 下 雅 敏

14 番 議 員 増 谷 憲